

# アイヌ共用林野設定契約に基づく令和8年度「共用者」の募集について ～国有林野での林産物採取を希望される方へ～

札幌市と石狩森林管理署は、札幌市内の国有林野における令和6年度～11年度のアイヌ共用林野設定契約を締結しております。

この契約に「共用者」として名簿に記載された方は、札幌市内の国有林野の一部において、アイヌ文化の振興等のために利用する林産物を採取することができるようになります。

つきましては、令和8年度の共用者となり国有林野において林産物の採取を希望される方は、下記の内容を確認いただき、必要書類をご提出ください。

## 記

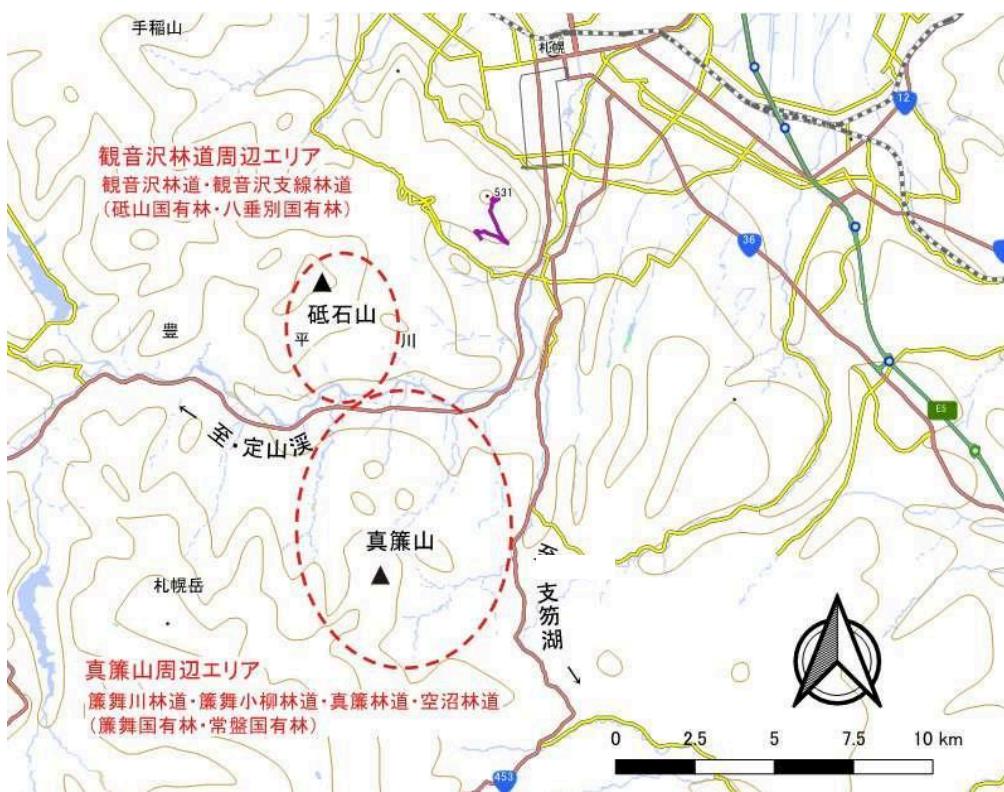
### 1 採取期間

令和8年5月から令和9年2月末まで（予定）

### 2 採取予定区域

札幌市南区の国有林野の一部

（正式な採取区域については、共用者となられた方にお知らせします。）



### 3 共用者となる方

札幌市内に住所を有し、アイヌ文化の保存・継承・振興のために林産物の採取が必要な方

※自家消費や営利を目的として採取する方は、共用者となることはできません。

### 4 採取できる林産物の使用目的・種類

(1) 祭具の材料（枝・しば）

ヤナギ、ミズキ、キハダ

(2) 民具の材料

ガマ、サルナシ、ヤマブドウツル

民具の材料（枝・しば）

イチイ、オヒヨウ、カツラ、シナノキ、ハシドイ、ホオノキ、

イタヤカエデ、ハリギリ、エンジュ、ツリバナ

(3) アイヌ料理の材料

アズキナ、オオウバユリ、キハダの実、ニリンソウ

※上記の林産物のうち、しばについては「地上から130cmの部分を計測し、直径10cm未満のもの」を対象として採取することができます。

※資源保護のため、採取できる林産物の種類や採取量を制限する場合があります。

### 5 共用者となるための手続（申込方法）

以下の書類を下記送付先へご提出ください。

・共用者届（様式1）

・本人確認書類（運転免許証等の氏名、住所、生年月日を確認できるもの）の写し

【提出期限】令和8年2月19日（木曜日）必着

共用者の決定については、令和8年4月下旬頃（予定）にご連絡いたします。

### 6 その他

(1) 林産物の採取料は、契約の規定や国有林野の保護義務（山火事や盗伐等を発見した際に森林管理署へ通報する等）を遵守することにより、無償となります。

(2) 契約等に違反した場合は、林産物の採取を禁止し、共用者から除名することがあります。

＜送付先＞

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局アイヌ施策課 TEL：011-211-2277